

(お知らせ)

令和3年1月15日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

京都府緊急事態措置等の発令に伴う利用制限等について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、京都府から「京都府緊急事態措置」、京都市から「京都市コロナ感染防止徹底月間（第3弾）」が発出されました。

これらの通知等に基づき、各施設の利用について、下記のとおりのお取り扱いとしますのでお知らせします。

なお、今後の感染の動向のほか、政府等の対処方針の変更や専門家の知見等により、利用制限等を変更する場合がございます。利用日時点での利用制限等が適用されますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 対象施設

京都コンサートホール、ロームシアター京都、各文化会館の貸出を行っている全ての部屋

2 期間

令和3年1月18日（月）～令和3年2月7日（日）

3 利用制限

（1）営業時間の短縮

営業終了時間を20時に短縮する。

（2）収容率

屋内：各室の定員50%以下とする。

屋外：人と人との距離を十分に確保できる人数（できるだけ2m）

4 京都府緊急事態措置発令に伴う閉鎖時間帯における利用予約のキャンセル対応

令和3年1月15日付け財団お知らせ「京都府緊急事態措置発令に伴う施設の閉鎖時間帯における利用予約のキャンセル対応について」により取り扱います。